

第7章 良好な景観の形成のために必要なその他の事項

第4章の景観計画の区域、第5章の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及び第6章の景観計画の区域における行為の制限に関する事項に加えて、良好な景観の形成のために必要な事項として景観計画に定めることができるもののうち、以下の事項について定めます。

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ関係)

屋外広告物は地域の良好な景観の形成を図る上で影響が大きい要素であることから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為(以下「広告物の表示等」という。)について適正に制限することは極めて重要なことです。このため、奈良県屋外広告物条例に基づく広告物の表示等の制限については、地域の良好な景観の形成に即したものとし、市町村と連携して、景観保全型広告整備地区の活用や違反屋外広告物対策を推進します。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準

(景観法第8条第2項第5号ロ、ハ関係)

道路、河川などの特定公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素の一つであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合、当該管理者と協議し、その同意を得て、景観重要公共施設として位置づけ整備に関する事項や占用許可などの基準を定めることとします。また、当該管理者自らの良好な景観を形成する取組についても、その要請により、景観計画に位置づけていきます。

3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第5号ニ関係)

農山村における水田、畑、集落などは、地形、気候、産業などの風土に根ざした緑豊かな景観を形づくる景観資源として、本県の景観形成上、非常に重要な役割を担っています。このため、市町村が景観農業振興地域整備計画を定める場合には、第6章の景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、地域の良好な景観と調和のとれた営農条件を確保することを基本に策定するものとします。